



令和 8 年度の年金額改定について

令和 8 年度の公的年金額は、1 月に発表された「令和 7 年平均の全国消費者物価指数」や賃金変動率などに基づき、前年と比較し、国民年金（基礎年金）は 1.9%、厚生年金（報酬比例部分）は 2.0%の引き上げとなりました。



【令和 8 年度の主な年金額改定について】

項目	令和 7 年度（参考）		令和 8 年度	
	70 歳以下 ※	71 歳以上 ※	70 歳以下 ※	71 歳以上 ※
老齢基礎年金（満額 1 人分）	831,700 円	829,300 円	847,300 円	844,900 円
障害基礎年金	1 級	1,039,625 円	1,059,125 円	1,056,125 円
	2 級	831,700 円	847,300 円	844,900 円
遺族基礎年金	831,700 円 +子の加算	829,300 円 +子の加算	847,300 円 +子の加算	844,900 円 +子の加算
子の加算（1 人目・2 人目）	239,300 円		243,800 円	
子の加算（3 人目以降）	79,800 円		81,300 円	
加給年金	415,900 円（239,300 円+特別加算額 176,600 円）		423,700 円（243,800 円+特別加算額 179,900 円）	

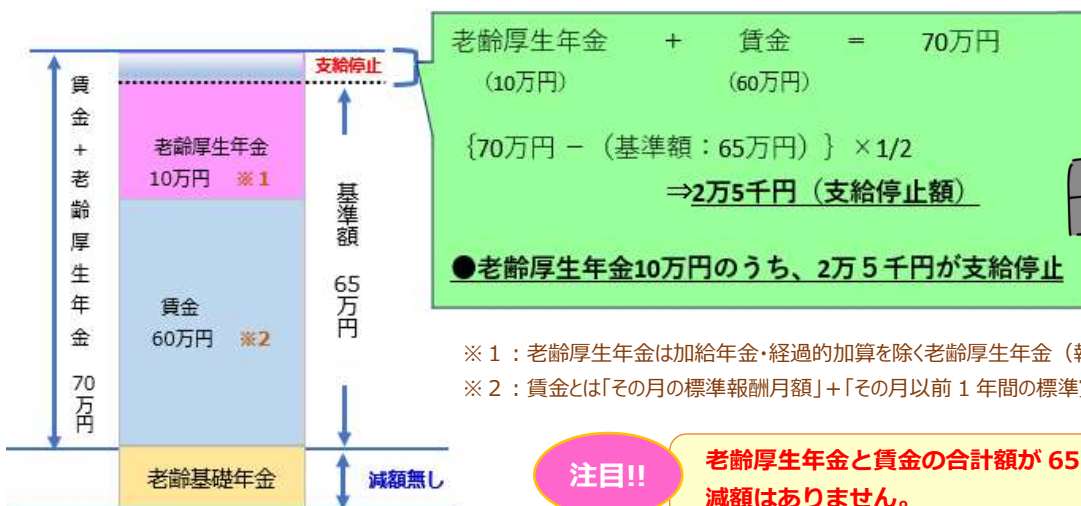
※ 令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢

【在職老齢年金について】

働きながら年金を受給されている方について、老齢厚生年金が減額となる基準額が大幅に引き上げられました。これまで年金額が一部または全額支給停止されていた方も 4 月から支給される場合があります。

項目	令和 7 年度（参考）	令和 8 年度
支給停止調整額	51 万円	65 万円

例：賃金月 60 万円、老齢厚生年金の受給額が月 10 万円の場合



※ 1：老齢厚生年金は加給年金・経過的加算を除く老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額
 ※ 2：賃金とは「その月の標準報酬月額」+「その月以前 1 年間の標準賞与額の合計÷12ヶ月」

注目!!

老齢厚生年金と賃金の合計額が 65 万円以下の場合、減額はありません。